

筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

昭和 56 年 11 月 1 日

規則第 11 号

改正	昭和61年 3 月 31 日規則第 3 号	平成 3 年 2 月 19 日規則第 2 号
	平成10年 3 月 31 日規則第 5 号	平成15年 3 月 28 日規則第 4 号
	平成17年 3 月 28 日規則第 3 号	平成17年 3 月 28 日規則第 5 号
	平成18年 3 月 30 日規則第 5 号	平成19年 3 月 29 日規則第 3 号
	平成19年 3 月 29 日規則第 7 号	平成19年12月25日規則第12号
	平成20年 3 月 28 日規則第 2 号	平成20年 4 月 1 日規則第12号
	平成21年 4 月 1 日規則第 2 号	平成23年 3 月 25 日規則第 3 号
	平成24年 3 月 29 日規則第 3 号	平成25年 3 月 29 日規則第 6 号
	平成26年12月26日規則第 5 号	平成27年 3 月 31 日規則第 2 号
	平成29年 3 月 9 日規則第 6 号	平成30年 2 月 27 日規則第 2 号
	令和 6 年 3 月 29 日規則第 2 号	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和 48 年組合条例第 3 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する事項を定めるものとする。

(新たに給料表の適用を受けることとなった職員の級)

第 2 条 新たに給料表の適用を受けることとなった職員の級は、次により決定されるものとする。

(1) その者の職務が条例別表第 1 及び条例別表第 2 に掲げられている職員の職務であるときは、当該職務の属する級

(2) その者の職務が条例別表第 1 及び条例別表第 2 に掲げられていない職員の職務であるときは、当該職員の職務の複雑と責任の度が同表のいずれの職員の職務に相当するかを判断することによって決定される級

(初任給)

第 3 条 新たに給料表の適用を受けることとなった職員の号給は、別表第 2 に掲げる給料表の初任給基準表によるものとする。

(昇格の場合の号給)

第 4 条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 3 に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第 5 条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 4 に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

(行政職給料表の 6 級以上の職員に相当する職員)

第 6 条 条例第 6 条第 5 項の組合規則で定める職員は、消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものとする。

(準用規定)

第 7 条 この規則に定めるほか、初任給、昇格、昇給等に関しては、筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成 17 年筑西市規則第 37 号)の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現に受けている職員の等級分類並びに初任給の格付け、昇格、昇給等に関しては、この規則に基づくものとみなす。

附 則 (昭和 61 年 3 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則は、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 3 年 2 月 19 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 10 年 3 月 31 日規則第 5 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 28 日規則第 4 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 28 日規則第 3 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 30 日規則第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(改正条例附則第 2 項適用職員に関する経過措置)

- 2 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年組合条例第 5 号)附則第 2 項の規定によりその者の平成 18 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員に係る切替日以後の職務の級の 1 級上位の職務の級への昇格(切替日から平成 19 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「組合新規則」という。)第 5 条の規定により、その例によることとされる筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「筑西市新規則」という。)第 9 条の規定によるものに限る。)については、同条第 2 項中「現に属する職務の級に 1 年以上」とあるのは、「平成 18 年 3 月 31 日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、行政職給料表の 2 級若しくは 5 級又は消防職給料表の 5 級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級及び旧級の 1 級下位の職務の級並びに筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年組合条例第 5 号)附則第 2 項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算 1 年以上、旧級が同条例附則別表第 1 の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算 1 年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 3 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして筑西市新規則第 11 条又は第 12 条の規定を適用する。

(消防職給料表級別職務分類表の適用に関する経過措置)

- 4 この規則の施行日前に、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第 1 2 消防職給料表級別職務分類表により職務の級 3 級に分類される消

防士長及び4級に分類される消防司令補の昇格、昇給及び職務の級の切替えについては、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

(初任給に関する経過措置)

- 5 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について組合新規規則第3条、筑西市新規規則第5条後段及び第6条の規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から筑西市新規規則第5条前段の規定による号給の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が筑西市新規規則第19条第1項に規定する特定職員であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、組合新規規則第3条、筑西市新規規則第5条及び第6条の規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の10月1日(同規則第19条第1項に規定する特定職員にあつては、同年の8月1日)以後である場合にあつては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における同規則第16条第1項に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日まで(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで)の間におけるものに限る。)の号数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

- 6 平成19年1月1日までの間における筑西市新規規則第19条第1項、第3項第1号及び第5項の規定の適用については、同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE(条例第6条第6項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE)」と、同条第3項第1号中「昇給日前一年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第5項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第11条第3項又は第24条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第11条第3項又は第24条の規定により号給を決定された特定職員にあつては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)」とする。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

- 7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における筑西市新規規則第19条第1項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「E(条例第6条第6項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE)」とする。

(平成19年1月1日における一般職員の昇給の号給数等)

- 8 平成19年1月1日において、特定職員(筑西市新規規則第19条第1項に規定する特定職員をいう。)以外の職員(以下「一般職員」という。)を条例第6条第4項の規定による昇給(同規則第22条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に同規則第11条第3項又は第24条の規定により号給を決定された一般職員にあつては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

(1) この項の規定による号給数が零となる一般職員

- (2) 条例第6条第6項の規定の適用を受ける一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当するもの
- (3) 次項第3号に掲げる一般職員(条例第6条第6項の規定の適用を受けるものを除く。)で任命権者又はその委任を受けた者が昇給させることが相当でないとするもの
- 9 一般職員の基準号給数は、筑西市新規則第17条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上(条例第6条第6項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、4号給以上)
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下
- 10 筑西市新規則第19条第3項第1号アからエまでに規定する事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間に、停職、減給又は戒告の処分を受けた一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 11 附則第7項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月1日において職務の級を異にする異動又は筑西市新規則第14条第1項に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- (雑則)
- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 附 則(平成19年3月29日規則第3号)抄
(施行期日)
- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則(平成19年3月29日規則第7号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- (筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(平成18年組合規則第5号)の一部を次のように改正する。
- 附則第5項中「筑西市新規則第19条第1項に規定する特定職員で」を「特定職員(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び筑西市新規則第18条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)で」に、「10月1日(同規則第19条第1項に規定する)」を「11月1日(」に、「8月1日」を「10月1日」に、「同規則第16条第1項」を「新規則第16条第1項」に改める。
- 附則第7項の見出し中「特定職員の」を削り、同項中「筑西市新規則第19条第1項」を「筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第5条によりその例によることとされる筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第19条第4項」に、「号給数」と、「E」とあるのは「E(条例第6条第6項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE)」を「号給数(当該号給数が負となるときは、零)」に改める。
- 附 則(平成19年12月25日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 12 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日規則第 3 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日規則第 3 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 6 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日規則第 5 号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 平成 26 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員（個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上の必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（平成 27 年 1 月 1 日における昇給に関する号給数の特例）

4 平成 27 年 1 月 1 日における筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第 6 条によりその例によることとされる筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第 19 条第 4 項及び第 5 項の規定の適用については、同条第 4 項中「定める号給数」とあるのは、「定める号給数に相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号給数（当該号給数が負となるときは、零）」とする。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 9 日規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（行政職給料表の 6 級以上の職員に相当する職員の特例）

- 2 この規則の施行の際、第5条に規定する消防職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が4級以上である者のうち、消防吏員の職に対して管理職手当の支給を受ける者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月27日規則第2号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行の日」という。）から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の初任給等規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則別表第3イの表の規定による号給がこの規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の初任給等規則」という。）別表第3イの表の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則別表第3イの表の規定にかかわらず、改正前の初任給等規則別表第3イの表の規定による号給とする。

3 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上の必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成19年12月25日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 削除

別表第2 (第3条関係)

初任給基準表

学歴免許	初任給	
	管理者の事務部局の職員	消防吏員
大学卒	1級25号給	1級17号給
短大卒	1級15号給	1級9号給
高校卒	1級5号給	1級1号給
中学卒(卒業後の換算年数4年を有する者)	1級5号給	1級1号給

別表第3（第4条関係）昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22

35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	26	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	27	43	45	53	47	31	31
62	27	43	45	54	47	31	
63	28	44	45	55	48	31	
64	28	44	46	56	48	31	
65	29	45	46	57	49	31	
66	29	45	46	58	49	31	
67	30	46	47	59	50	31	
68	30	46	47	60	50	32	
69	31	47	47	61	50	32	
70	31	47	48	62	50	32	
71	32	48	48	63	50	32	

72	32	48	48	64	50	32	
73	33	49	49	65	50	32	
74	33	49	49	66	50	32	
75	34	49	49	67	50	32	
76	34	49	50	68	50	32	
77	35	50	50	68	51	32	
78	35	50	50	68	51	32	
79	36	50	51	68	51	32	
80	36	50	51	68	51	32	
81	37	51	51	69	51	33	
82	37	51	52	69	51	33	
83	38	51	52	69	51	34	
84	38	51	52	69	51	34	
85	39	52	53	69	51	35	
86	39	52	53	70	51		
87	40	52	53	70	51		
88	40	52	53	70	51		
89	41	53	54	71	52		
90	41	53	54	72	52		
91	42	53	54	73	52		
92	42	53	54	74	52		
93	43	53	55	75	53		
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				

109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

イ 消防職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1
11	3	1	1	1	3	3	1
12	4	1	1	1	4	4	1
13	5	1	1	1	5	5	1
14	6	2	1	1	6	6	2
15	7	3	1	1	7	7	3
16	8	4	1	1	8	8	4
17	9	5	1	1	9	9	5

18	10	6	2	1	10	10	6
19	11	7	3	1	11	11	7
20	12	8	4	1	12	12	8
21	13	9	5	1	13	13	9
22	14	10	6	1	14	14	10
23	15	11	7	1	15	15	11
24	16	12	8	1	16	16	12
25	17	13	9	1	17	17	13
26	18	14	10	2	18	18	14
27	19	15	11	3	19	19	15
28	20	16	12	4	20	20	16
29	21	17	13	5	21	21	17
30	22	18	14	6	22	22	18
31	23	19	15	7	23	23	19
32	24	20	16	8	24	24	20
33	25	21	17	9	25	25	21
34	26	22	18	10	26	26	22
35	27	23	19	11	27	27	23
36	28	24	20	12	28	28	24
37	29	25	21	13	29	29	25
38	30	26	22	14	30	30	26
39	31	27	23	15	31	31	27
40	32	28	24	16	32	32	28
41	33	29	25	17	33	33	29
42	34	30	26	18	34	34	30
43	35	31	27	19	35	35	31
44	36	32	28	20	36	36	32
45	37	33	29	21	37	37	33
46	38	34	30	22	38	38	34
47	39	35	31	23	39	39	35
48	40	36	32	24	40	40	36
49	41	37	33	25	41	41	37
50	42	38	34	26	42	42	38
51	43	39	35	27	43	43	39
52	44	40	36	28	44	44	40
53	45	41	37	29	45	45	41
54	46	42	38	30	46	46	41

55	47	43	39	31	47	47	42
56	48	44	40	32	48	48	42
57	49	45	41	33	49	49	43
58	50	46	42	34	50	49	43
59	51	47	43	35	51	49	44
60	52	48	44	36	52	50	44
61	53	49	45	37	53	50	44
62	54	50	46	38	54	50	44
63	55	51	47	39	55	51	44
64	56	52	48	40	56	51	44
65	57	53	49	41	57	51	44
66	58	54	50	42	58	52	44
67	59	55	51	43	59	52	44
68	60	56	52	44	60	52	44
69	61	57	53	45	61	52	45
70	62	58	54	45	62	52	45
71	63	59	55	46	63	52	45
72	64	60	56	46	64	52	45
73	65	61	57	47	65	52	45
74	66	62	58	47	66	52	45
75	67	63	59	48	67	52	45
76	68	64	60	48	68	53	45
77	69	65	61	49	68	53	45
78	70	66	62	50	68	53	45
79	71	67	63	51	69	53	45
80	72	68	64	52	70	53	46
81	73	69	65	53	71	53	46
82	74	70	66	54	72	53	46
83	75	71	67	55	73	53	47
84	76	72	68	56	74	53	47
85	77	73	69	57	75	53	47
86	77	74	69	57	76	53	
87	78	75	70	58	77	53	
88	78	76	70	58	78	54	
89	79	77	71	59	79	54	
90	79	78	71	59	80	54	
91	80	79	72	60	81	55	

92	80	80	72	60	82	55	
93	81	81	73	61	83	55	
94	82	82	74	61			
95	83	83	75	61			
96	84	84	76	62			
97	85	85	77	62			
98	86	86	78	62			
99	87	87	79	63			
100	88	88	80	63			
101	89	89	81	63			
102	90	89	82	64			
103	91	90	83	64			
104	92	90	84	64			
105	93	91	85	65			
106	93	91	86	66			
107	94	92	87	67			
108	94	92	88	68			
109	95	93	89	68			
110	95	94	89	68			
111	96	95	90	68			
112	96	96	90	68			
113	97	97	91	68			
114	97	98	91	68			
115	98	99	92	68			
116	98	100	92	68			
117	99	101	93	69			
118	99	101	93	69			
119	100	101	94	69			
120	100	102	94	69			
121	101	102	95	69			
122	101	102	95	69			
123	102	103	96	69			
124	102	103	96	69			
125	103	103	96	69			
126		104	96				
127		104	96				
128		104	96				

129		105	96				
130		105	96				
131		105	96				
132		106	96				
133		106	97				
134		106	97				
135		107	97				
136		107	97				
137		107	97				
138		108	98				
139		108	99				
140		108	100				
141		109	100				
142		109					
143		110					
144		110					
145		111					

別表第4（第5条関係）降格時号給対応表

行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号俸	降格後の号俸							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	38	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	41	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45

17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	54	37	37	29	29	34	33	45
22	56	38	38	30	30	36	34	45
23	58	39	39	31	31	38	35	45
24	60	40	40	32	32	40	36	45
25	62	41	41	33	33	42	38	45
26	64	42	42	34	34	44	40	45
27	66	43	43	35	35	46	42	45
28	68	44	44	36	36	48	47	45
29	71	45	45	37	37	52	52	45
30	74	46	46	38	38	56	57	45
31	77	47	47	39	39	77	61	45
32	80	48	48	40	40	84	61	45
33	83	49	49	41	41	85	61	45
34	86	50	50	42	42	85	61	45
35	89	51	51	43	43	85	61	45
36	92	52	52	44	44	85	61	45
37	93	54	53	45	45	85	61	45
38	93	56	54	46	46	85	61	45
39	93	58	55	47	47	85	61	45
40	93	60	56	48	48	85	61	45
41	93	61	57	49	50	85	61	45
42	93	62	58	50	52	85	61	
43	93	63	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	77	75	57	66	85		
50	93	82	78	58	76	85		
51	93	87	81	59	88	85		
52	93	92	84	60	92	85		
53	93	97	88	61	93	85		

54	93	102	92	62	93	85		
55	93	107	99	63	93	85		
56	93	116	106	64	93	85		
57	93	125	113	65	93	85		
58	93	125	113	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				

91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

別表第4（第5条関係）

消防職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号俸	降格後の号俸							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	13	18	26	10	10	14	14
3	10	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	14	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	22	27	35	19	19	23	23
12	19	23	28	36	20	20	24	24
13	20	24	29	37	21	21	25	25
14	21	25	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	30	34	42	26	26	30	30
19	27	30	35	43	27	27	31	31
20	28	32	36	44	28	28	32	32
21	29	33	37	45	29	29	33	33
22	29	34	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	33	37	41	49	33	33	37	37
26	33	38	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	37	41	45	53	37	37	41	43
30	38	42	46	54	38	38	42	49
31	39	43	47	55	39	39	43	55
32	40	44	48	56	40	40	44	61
33	41	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61

35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	59	63	74	55	55	85	
48	56	60	64	76	56	56	85	
49	57	61	65	77	57	59	85	
50	58	62	66	78	58	62	85	
51	59	63	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	70	81	61	87	85	
54	62	66	72	82	62	90	85	
55	63	67	74	83	63	93	85	
56	64	68	76	84	64	93	85	
57	65	69	77	86	65	93	85	
58	66	70	78	88	66	93	85	
59	67	71	79	90	67	93	85	
60	68	72	80	92	68	93	85	
61	69	73	81	95	69	93	85	
62	70	74	82	98	70	93		
63	71	75	83	101	71	93		
64	72	76	84	104	72	93		
65	73	77	85	105	73	93		
66	74	78	86	106	74	93		
67	75	79	87	107	75	93		
68	76	80	88	116	78	93		
69	78	81	89	125	79	93		
70	80	82	90	125	80	93		
71	82	83	91	125	81	93		

72	84	84	92	125	82	93		
73	85	85	93	125	83	93		
74	86	86	94	125	84	93		
75	87	87	95	125	85	93		
76	88	88	96	125	86	93		
77	89	89	97	125	87	93		
78	90	90	98	125	88	93		
79	91	91	99	125	89	93		
80	92	92	100	125	90	93		
81	93	93	101	125	91	93		
82	94	94	102	125	92	93		
83	95	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		
85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	107	109	118	125	93			
94	110	110	120					
95	113	111	122					
96	116	112	132					
97	118	113	137					
98	120	114	138					
99	122	115	139					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					

109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145	141					
123	125	145	141					
124	125	145	141					
125	125	145	141					
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							